

令和2年9月17日

京都府立向日が丘支援学校

新型コロナウイルスに感染及び感染拡大防止を徹底し、児童生徒の生命を守りながら教育活動を行うために、次のように学校でも「新しい行動様式」を示し、組織的に取り組むこととしますので、御協力をお願いします。

## 1 日常的な予防行動

### 家庭での行動(保護者の皆様にしていただきたいこと)

#### (1) 登校前

- ・毎朝、体調確認を行い「けんこうかんさつきろく」に記入をして、子どもに学校へ持たせる。寄宿舎生は登校前に寄宿舎職員が確認し記入する。(資料1)
  - ・可能な限りマスクを着用して登校させる。
  - ・学校で使用する手ふきタオルは毎日交換して持参させる。
  - ・給食等でマスクを外した際に包んで保管するためのハンカチやタオル(マスク保管ケースでも可)を持参させる。
  - ・学校での水分補給のために、各自、水筒持参で登校させる。(学校での湯茶提供はしない)
  - ・御同居の家族にも自身の検温や体調管理に取り組んでいただき、発熱や風邪症状が見られるときは「けんこうかんさつきろく」に記入する。
  - ・医療的ケアの児童生徒等、感染により重症化しやすい児童生徒については、保護者、主治医と連携し、資料2により健康管理についての判断基準を共有する。判断を必要とする場合は、その都度、保護者と協議する。
  - \*発熱については、おおむね平熱プラス1℃を目安とし、その他の身体的症状など総合的に判断した上で、保護者、学校医と相談して対応する。解熱後も体調が完全に回復するまでは登校は控える。(学校医の指示)
- 出席簿の扱いは「出席停止」とし、感染予防のため、登校を控える場合も「出席停止」とする。

#### (2) 下校後

- ・帰宅後や食事前の手洗いや感染症に対する抵抗力を保てるように食事や睡眠時間に気をつける。
- ・家庭でも適宜換気をし、人の多いところへの外出は控える。
- ・誰とどこで過ごしたかを、できるだけメモに残す。
- ・体調の変化があれば、医療機関を受診し、必ず学校へ連絡する。

### 学校生活での行動

日常的に人と人との接触を必要最低限にすることを基本として、衛生管理の徹底など、感染及び感染拡大防止のための対応を組織的に行う。

#### (1) 衛生指導に関すること

- ・児童生徒、担任が校内外を問わず外から教室に帰ってきたときはハンドソープを使用し、流水で

30 秒程度かけて手洗いを行う。

- ・各学級で手洗い、咳エチケット、抵抗力を高める生活習慣等の指導を児童生徒の発達段階に応じて行う。
- ・可能な限りマスクを着用させる。マスクが出来ない児童生徒は距離を取って接する等工夫する。また、短時間でも着用する意識をつけられるように担任からも指導し、保護者にも協力を依頼する。
- ・各教室、洗い場のある特別教室にはハンドソープを設置する。
- ・アルコールは各教室手指消毒のみに使用する。物品消毒は希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する。

## (2) 体調管理に関すること

- ・担任は登校後、可能な限り教室に入る前に「けんこうかんさつきろく」の記入内容を確認し、体温の記載が無い場合、速やかに別室(小教材室、中学習室②、高学習室②)で保管の体温計で検温する。
- ・学校にいる間、咳、倦怠感、鼻水、咽頭痛、元気がない、等の症状が見られる場合はこまめな検温、健康観察を行い、異常が見られたときには「2 緊急時の行動」へ移行する。

## (3) 授業の実施に関すること

### ①指導に関する基本的なこと

- ・指導者を含め 10 人以下を授業実施の基本とする。10 人を超える場合は管理職に相談する。
- ・児童生徒同士の密着は防ぐようにする。可能な限り直接の接触は避け、一定の距離（2 m、最低 1 m）を保つ。
- ・2 方向の窓や出入口を開けて常に換気を行う。（難しい場合は 30 分に 1 回程度の換気をする）空調使用時においても、常時換気をしながら授業を実施する。
- ・指導者は大声での指導を避ける。
- ・熱中症対策としてマスクを着用しない場合、距離を 2 m 以上保って行う。
- ・聴覚障害児童生徒の指導上、マスクを外して距離を保ちつつ指導する必要がある場合については管理職に相談する。
- ・授業や活動での座席配置や会話をする際には、可能な限り真正面を避ける。
- ・児童生徒の発達段階に応じて、ソーシャルディスタンスが視覚的に理解できる工夫を行う。
- ・その他、具体的な授業の実施については（資料 3）に基づいて行うこととする。

### ②指導に関する具体的なこと

- ・肢体不自由の児童生徒への対応では、1 人の児童生徒の介助等を行った後、別の児童生徒に接する前に手指消毒を行う。（可能な場合は必ず手洗いも行う。）
- ・必要に応じて接触を必要な指導を行った場合も、対応は肢体不自由の児童生徒と同様とする。
- ・指導者が児童生徒と、手をつなぐことは避ける。危険回避のためにやむを得ない場合は、腕等の感染の可能性が低い箇所にとどめる。
- ・自立活動の指導(特に運動機能)を行う場合、指導者と児童生徒との接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の内容の見直しを行うとともに、一層の感染症対策を講じたうえで指導を行う。（資料 4）

### ③その他

- ・学部間の交流は9月末までを目途に中止とする。
- ・調理実習等の調理活動、食育の体験学習も中止とする。10月以降は年間指導計画に基づいて「調理に関するガイドライン」に沿って実施することを検討する。
- ・校外学習、修学旅行に関しては(資料5)に基づいて判断し、実施する。

### (4)給食に関すること

- ・配膳前の換気は、窓を開けて十分に行う。
- ・給食前はハンドソープを使用した手洗いとアルコールでの手指消毒を行う。
- ・給食後はハンドソープを使用した手洗いを行う。
- ・使用する配膳台、用具等の衛生管理にも配慮する。
- ・当番活動としての給食室からの教室までの食器等の運搬は、往復とも指導者と一緒に行う。
- ・給食の配膳は指導者が衛生的な服装で行う。(エプロン、マスク、帽子や三角巾)
- ・咳、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等体調がすぐれない場合は、配膳に携わらない。
- ・摂食指導は手袋とゴーグルをして行う。(必要とする学級へ配布)
- ・ゴーグルを使用する場合は、台所用中性洗剤で毎日洗う。担当する児童生徒はできるだけ1週間は同一とする。金曜日はゴーグルの消毒を行う。
- ・指導に直接関わらない教職員は、別の部屋で給食を食べ、密を避ける。
- ・児童生徒は接近して対面で食べないようにする。会話を控え2mほどの距離を保つ。(児童生徒の多い教室では1m以上の距離を保つ)。
- ・医療的ケアの児童生徒の在籍する学級では、ミルサーやシリンジ等の使用後の衛生管理に注意する。

### (5)休憩時間の過ごし方に関すること

- ・休憩時間において、児童生徒同士の接触は最小限とし、十分な距離をとり、教室を移動しての交流や、むやみに校内を歩き回らないように指導する。
- ・中庭等で、児童生徒同士が密集しないように、指導者が配慮する。
- ・休憩時間に遊具や砂場を利用する前後に手洗いを確実にを行う。

### (6) 清掃に関すること

- ・児童生徒が清掃をする場合、ゴミ回収は指導者が行う。ゴミ箱はふたをする。
- ・清掃後の手洗いを徹底する。

### (7) スクールバスに関すること

- ・乗車前に児童生徒はバスに備えたアルコールで手指の消毒を行う。
- ・バスの介助員は児童生徒の乗車前に、家庭での検温実施を保護者に確認する。未実施の場合は学校到着時に担任へ伝える。担任は学部ごとに設定している別室で検温する。
- ・スクールバス運行中は安全に配慮しながら可能な範囲で換気を行う。
- ・下車後は30分ほどの換気を行い、手すり等を塩素消毒する。
- ・登校時は、学校へ到着した際には、1台ずつ管理職の指示に従って順次下車する。
- ・登下校時の児童生徒玄関から教室への移動はゾーニングをして、学部で通行エリアを分ける。

中学部は事務室前の廊下、小学部、高等部は従来の廊下を利用して多くの児童生徒が一度に同じ通路を通らないようにする。

- ・立位での履き替えが困難な児童生徒用は、密集を避けるため来客用玄関を利用して履き替えをしてもよい。
- ・下校時は、発車時刻の小学部 25 分前、中学部 20 分前、高等部 15 分前に教室を出て順次乗車をする。(例：15 時下校の場合小学部 14:35、中学部 14:40、高等部 14:45)  
車椅子を使用する児童生徒が在籍する学級はこの限りではない。
- ・事業所を利用する児童生徒は発車時刻 5 分前を目途に教室を出る。
- ・自主通学生についても、感染拡大予防に必要な行動の指導を個別に行う。

#### (8) 衛生管理に関すること

- ・授業時間中に塩素消毒をした場合、塩素を使用した部分は、その後水拭きをする。拭き取りに使用した雑巾は洗って乾かしてから再度使用可能。
- ・児童生徒が下校後、毎日、トイレの便器、ドアの入り口、蛇口、机、椅子、手すり等よく触れる箇所を塩素消毒する。
- ・音楽室、美術室、プレイルーム等の様々な学級が使用する教室や廊下の手すり等の消毒は、各学部で担当場所を分担し、教職員がローテーションで清掃する。

### 教職員の行動

- ・新型コロナウイルスに感染しているかもしれないという可能性をふまえて常に行動する。
- ・教職員は、万が一感染した場合を想定し、濃厚接触者を速やかに特定できるように自分の行動や指導にあたっていた児童生徒の活動状況や行動を把握しておく。
- ・教職員は新型コロナウイルス感染症に対して、正しい知識をもち、基本的な感染症対策を行えるようにする。
- ・偏見、いじめ、差別等が生じないよう児童生徒の人権に十分に配慮した指導を心がける。
- ・出勤前に検温をして体調確認してから出勤する。
- ・勤務中はマスクを着用する。
- ・職員室等での業務や会議を行う際には、正面からや大声での会話は控える。
- ・人との接触を減らし、密な状態を作らないように心がけ、可能な限り職員室以外の場所で分散して業務をする。給食指導がない勤務日においても、昼食時は分散して飲食をする。
- ・出張は管理職と相談して、出張先の許可を得られるものに限る。
- ・家族に新型コロナウイルス感染の感染者や濃厚接触者が確認された場合は早急に、管理職へ報告する。
- ・体調に不安がある場合は無理をせず、管理職へ報告の上、自宅待機をする。

## 2 緊急時の行動

### (1) 学校で児童生徒に発熱、体調不良の症状が見られた場合(担任の行動)

- ・担任は、児童生徒に発熱や体調不良がみられる場合には、直ちに管理職と養護教諭へ報告し、学部ごとに設定している別室へ連れて行き、検温をする。体調不良の児童生徒は、別室で安静にして

健康観察を行う。その間、児童生徒と接触する指導者は必要最低限の人数とする。

- ・発熱、体調不良による帰宅依頼の基準は、前記の「家庭での行動」と同様とし、管理職、養護教諭、校医と相談して帰宅依頼する。
- ・保護者に医療機関の受診と、結果報告、症状がなくなるまで自宅での静養を依頼する。
- ・発熱が見られた場合、教職員間での情報共有は、朝の打ち合わせで行う。
- ・保護者への情報提供は、当該学級の保護者のみに名前は記載せずに連絡帳をとおして行う。

## (2) 児童生徒あるいは教職員が濃厚接触者になるなど感染が疑われる場合(管理職、担任の行動)

- ・当該児童生徒等は、保健所の指示に従い、PCR検査の実施および自宅待機とする。
- ・当該児童生徒等のPCR検査結果が判明するまで、当該児童生徒等の濃厚接触者になる可能性がある児童生徒、教職員は出席停止、自宅待機とする。
- ・PCR検査を受けた児童生徒、教職員は判定結果にかかわらず、2週間の自宅待機とする。
- ・具体的には、当該児童生徒等の発症2日前から1メートル以内かつ15分以上の接触者を濃厚接触者と捉え、校内で行動を共にした児童生徒および教職員を特定し、健康観察を行う等の情報収集に努める。
- ・医療的ケアの児童生徒等、感染により重症化しやすい児童生徒については、必要な情報を保護者と共有し、連携して対応する。
- ・当該児童生徒等の個人情報と保護し人権に配慮しつつ、状況に応じて他の児童生徒や教職員等へ情報提供する。
- ・他の児童生徒、教職員については、健康観察を続けながら教育活動を続ける。
- ・当該児童生徒等の校内での活動状況など、可能な範囲で行動の把握を進める。
- ・具体的には、当該児童生徒等と1メートル以内かつ15分以上の接触等、校内で行動を共にした児童生徒や教職員の情報収集に努める。
- ・当該児童生徒等の状況を様式に記入し、府教育委員会へ速やかに報告すること。また、学校医（教職員の場合は産業医）や学校薬剤師に連絡し、指導を仰ぐ。
- ・教育活動を継続するために、必要関係機関と連携し、組織的に対応する。
- ・当該者は、陰性が確認された後、保健所等の指示に従って登校または出勤する。

## (3) 児童生徒あるいは教職員が感染者になった場合(管理職、担任の行動)

- ・PCR検査の結果、「感染」が判明した場合は、保健所等から本人あるいは保護者に対し検査結果が伝えられることから、速やかに学校へ連絡するよう依頼しておく。
- ・当該児童生徒等の状況を様式に記入し、府教育委員会へ速やかに報告する。また、学校医（教職員の場合は産業医）や学校薬剤師に連絡し、指導を仰ぐ。
- ・保健所が、本人の行動履歴等の疫学調査を実施するため、学校は当該児童生徒等の校内での活動状況等の把握など調査に協力する。
- ・濃厚接触者が特定されるまでの対応として、当該児童生徒等が在籍する学級（※）の全児童生徒を「出席停止」とするとともに、保健所と連携し、消毒作業等を実施する。（→学級の休業）  
※学級以外にも当該児童生徒の行動履歴により、休業の範囲を検討する場合がある。
- ・濃厚接触者が特定された時点で、濃厚接触者以外の児童生徒の出席停止は解除し、教育活動を再開する。（→学級の休業は終了）
- ・感染者の個人情報を保護し人権に配慮しつつ、他の児童生徒や教職員等へ情報提供するとともに、

他の児童生徒および教職員が濃厚接触者として特定された場合は、保健所の指示に従い行動するよう指導する。

**(4)児童生徒あるいは教職員の家族が濃厚接触者になった場合(管理職、担任の行動)**

- ・ 上記(2)の児童生徒あるいは教職員が濃厚接触者になった場合と同様の対応とする。
- ・ 濃厚接触者の陰性が確認された後、保健所等の指示に従って登校または出勤する。

**(5)児童生徒あるいは教職員の家族の勤務先・通学先で感染者が確認された場合(管理職、担任の行動)**

- ・ 児童生徒、教職員については、健康観察を続けながら教育活動を続ける。
- ・ 当該児童生徒等の校内での活動状況などを把握し、記録しておく。
- ・ 当該児童生徒等に発熱等の症状が見られた場合は自宅待機とし、上記(2)と同様の対応をする。

◎状況に応じて、以下の対応が必要となることもあるので、府教育委員会と連携を密にし、対応する。

- ・ 保護者説明会の開催や保護者あて通知文等配布の必要性について検討すること。
- ・ 不安を抱える児童生徒等のケアについては、スクールカウンセラーの活用を含めた教職員の体制を整備すること。

以上の行動は今後も全教職員で取り組み、修正があれば必要に応じて行い、常に行動を見直していくこととする。